

農政時流

第56号

令和3年10月15日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

<https://miyanoukai.jp/>

1面：宮城県農業会議第6回通常総会を開催

2面：「令和3年度農地等の利用の最適化に関する意見」を提案
農業者年金がより加入しやすくなります!!

3面：リモートセンシング見学会を開催しました

令和3年度農業法人化経営管理講習会・相談会を開催
新しく選任された理事、新常設審議委員の御紹介4面：宮城県農政部長とみやぎアグリレディス21役員との懇談会
～家族経営協定をすすめましょう！～

農地利用の最適化に向け、さらなる取り組みの強化を —宮城県農業会議第6回通常総会を開催—

去る6月22日に一般社団法人宮城県農業会議の第6回通常総会を開催しました。当日は令和2年度の事業報告や収支決算などの議案の他に、全国農業新聞情報活動表彰があり、大崎市農業委員会と加美町農業委員会が表彰されたほか、第27回農業委員会だより全国コンクールの表彰もあり、仙台市農業委員会が表彰されました。

議事終了後には、情勢報告として、国が5月に取りまとめた「人・農地など関連施策の見直しについて」及び「飼料用米の転換拡大に向けた取組強化について」説明し、協力要請などを行いました。

現在、国段階では、人口減少社会を踏まえ、耕作放棄地のさらなる発生など、地域の農地が適切に利用されなくなることへの懸念から、農地に関する様々な検討がなされています。

正確には、農地だけでなく、国土（土地全体）に関する検討も行われました。法制審議会で検討され、今年4月に成立した、所有者不明土地の解消に向けた民事法制の見直しです。具体には相続登記の義務化、また相続などにより土地を取得した人が、一定の要件を満たす必要がありますが、所有権を放棄し、国庫へ帰属させる制度の創設、さらには相続制度を見直す民法の改正などです。法律の施行は2年以内のものが多い状況ですが、農地が大きく関わることは間違いないありません。農業委員会組織としては、しっかりと対応していく必要があります。

また、農業委員会法改正5年後見直し関係では、規制改革推進会議において、農業委員会活動の定量的な把握が不十分であり、意欲的な目標設定を行い、貢献成果を説明する必要があるなどの議論がなされ、6月18日に規制改革実施計画が閣議決定されました。この中で、農林水産省に対して、全ての農業委員会で最適化活動に関する目標を定めると共に、委員が毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価し、その結果を公表する仕組みを構築することなどが決定されました。これを受け、農林水産省は、農業委員会の農地利用最適化の取組に関する経営局長通知を行う予定です。

本県では、本年7月で県内全ての農業委員会が2回目の委員改選を終え、新たな体制のもとで委員会活動に励まれていることと思います。皆様方におかれましては、集落の5年先、10年先を見通して、地域の方々との話し合いを重ねながら、地域の農地が適切に利用され、次代に引き継がれるよう、さらなる取り組みの強化をお願い申し上げます。



「令和3年度農地等の利用の最適化に関する意見」を提案

令和3年度「農地等の利用の最適化に関する意見 共創力強化～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～」を、10月7日に中村功会長ら代表者が、宮川県農政部長を訪問し意見書を手渡しました。

宮城県知事への意見提案は、改正農業委員会法の施行後、今回で6回目となります。本年度も、各市町村農業委員会からいただいた意見に加え、3つの農業委員会で開催した意見交換会での意見も盛り込み素案を作成、8月の本会常設審議委員会で協議しました上で成案としました。

今回提出した意見は、今年4月から施行された「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」にある13の施策項目に沿って整理し、多く出された意見を中心にまとめました。これらの意見について、宮川農政部長をはじめとする県農政部幹部の方々に、実現に向けた積極的な取組みをお願いするとともに、今年生産者米価の大幅下落について、国に対して過剰米在庫の解消などの需給改善対策を講じるように強く働きかけていたくよう要望しました。



提案した意見・要望について、宮川部長からは「国の交付金や様々な制度、施策を最大限に活用するとともに、必要に応じて国への要望活動も行っていきたい。今後も、農業委員会組織と強く連携しながら、いただいた御意見を踏まえ、各種施策を積極的に展開してまいりたい」とのコメントをいただきました。

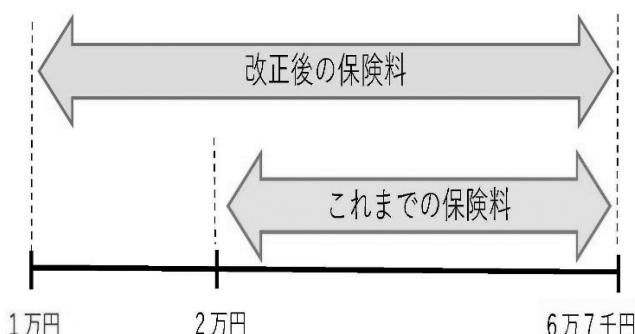
各市町村農業委員会におかれても、改正農業委員会法第38条により、各行政庁への「意見」の提出に取り組んでいただければと考えております。



農業者年金がより加入しやすくなります!!

独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正（令和3年6月25日）により、令和4年1月1日から、35歳未満で政策支援の対象とならない方（認定農業者に該当しないなど、一定の要件を満たす方）は、月額1万円から加入できるようになりました。（千円単位で選択でき、上限が6万7千円です。）

【35歳未満の方の通常加入の保険料】
(千円単位で選択できます)



【保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

リモートセンシング見学会を開催しました

宮城県農業法人協会（会長：日野雅晴）と農林中央金庫仙台支店（支店長：徳永雄亮氏）は、スマート農業導入が経営にどのような効果を与えるのかを実証する「スマート農業—経営効果—実証プロジェクト」に取組んでいます。

今年度は水稻農業のリモートセンシングの経営効果実証に取組んでおり、ドローンと無人ヘリコプターを利用した「リモートセンシング見学会」を開催いたしました。

今回の見学会では、7月7日～15日にかけて、角田市の(有)角田健土農場と大郷町の(有)薬師農産の圃場を利用して実施しました。事前にドローンを用いて、圃場内の生育状況を計測し、そのデータ解析後にはセンシングマップに連動したラジコンヘリによる追肥を実施しました。

今後、本プロジェクトでは、ヒト・モノ・カネの観点からセンシングおよび追肥を実践した圃場と慣行圃場の収量や費用、必要な労働力などについて測定・比較し、スマート農業の導入により農業所得が増加するのかどうかについて検証していく予定です。



令和3年度農業法人化経営管理講習会・相談会を開催しました

宮城県担い手育成総合支援協議会、宮城県農業会議の3者が事務局を務め、一昨年に開設した「宮城県農業経営相談所」の活動も4年目を迎えました。

相談所事業の一環として、8月3日、5日、10日に本会主催の「令和3年度農業法人化経営管理講習会・相談会」を開催しました。

農業の担い手は、基幹的農業従事者の減少と高齢化など大きく変化してきております。そうした中、法人経営体数は年々増え、本県でも700社（全

国で15,000社）を超えて来ております。国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、5万法人の政策目標を掲げ、支援策が実施されており、本県でも「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の活力ある担い手の確保・育成目標として、令和7年度880法人（令和12年度1000法人）を目指しております。

本講習会は、農業経営の法人化や農業法人の経営改善を支援するため、司法書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、金融機関といった専門家が、大崎市職業訓練センターを会場に3回の講話と個別相談を行い、延べ152人が参加しました。

今後も農業者の方々の御要望に応じて専門家を派遣することとしております。農業経営相談所は、意欲ある農業者の経営発展支援を目的に設置しております。お気軽にご相談ください。

新しく選任された理事、新常設審議委員の御紹介

（6月22日通常総会及び9月13日臨時総会において選任）



理事
佐藤智
栗原市長



理事・常設審議委員
佐藤栄宏
東松島市農業委員会会长



理事・常設審議委員
横山久一
気仙沼市農業委員会会长

宮城県農政部長とみやぎアグリレディス21役員との懇談会

～家族経営協定をすすめましょう！～

みやぎアグリレディス21の顧問である宮城県農政部長に、新しく就任された宮川耕一農政部長と役員との懇談会を行いました。

懇談では、伊藤恵子会長を座長に、女性の農業委員への登用促進に向けた取り組みと、女性が主体的に農業経営に参画できるよう、認定農業者制度や家族経営協定の推進などに関して意見交換を行いました。家族経営協定について「締結した事で、夫から共同経営者として認めてもらえるようになり、経営も安定てきて、細かい事も話し合いが出来るようになった」、認定農業者制度については「認定農業者になった事で地域の人に担い手農業者として存在を知ってもらえて、相談を受ける立場になれた事が良かった」などが話されました。懇談のまとめとして伊藤会長から「今年度の事業計画で、特に家族経営協定の締結と、女性の認定農業者を増やす取り組みに力を入れているので、市町村のご担当者様に経営改善計画の更新手続きの際の共同申請の働きかけをご指導願いたい」と県への要望を伝えました。急遽、宮川部長の代わりに出席された長峰徹昭技監兼副部長からは「今日の懇談で、家族経営協定、認定農業者制度について、みなさんから生の声を聞いた上で、県としてもしっかりとやっていこうと思います。」とのコメントをいただきました。

今年度みやぎアグリレディス21で推進に力を入

れている「家族経営協定」は、家族で取り組む農業経営について、経営方針や役割、就業条件・就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決め、実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくものです。取り決めの内容や様式は「こうしなければならない」と決まっているものではなく、家族一人ひとりの仕事や家事・育児の役割分担、休日、年に1回は旅行に行く、経営移譲の時期等、それぞれの家族内で話し合い、必要な事項を取り入れていきます。協定を締結するメリットの1つとして、認定農業者が夫婦や親子等により共同で農業経営を行っている場合には、農業経営改善計画の共同申請が認められています。共同申請することで、配偶者や後継者等も認定農業者となり、一人一人が地域の担い手農業者となることで、更なる活躍が期待されます。



家族経営協定を結び認定農業者制度に共同申請するメリット

農業者年金 配偶者・後継者等は、基本となる保険料(2万円)のうち4,000円～1万円の国庫補助を受けることができます。将来も安心です。

農業次世代人材投資事業 就農直後の経営確立を支援する経営開始型は、夫婦(45歳未満)で家族経営協定を締結することで、夫婦合わせて通常の1.5倍の給付金が最長5年間給付されます。

制度資金 農業近代化資金や経営体育成強化資金等の融資を、女性や後継者が本人名義で受けることができます。新たな経営部門の導入や経営規模拡大等に活用できます。